

処分年月日	2024 年 12 月 10 日
処分内容	二級不都合行為者の取扱い
行為者が所属する協会 員又は金融商品仲介業 者の名称	ワイエム証券株式会社
法令等違反行為の概要	【顧客資産の着服】 当該協会員の元外務員甲は、平成 30 年 6 月頃、顧客に対し、「顧客の資産管理のために、（当社とは別の）X 証券会社が発行した顧客名義の ATM キャッシュカードを預かる必要がある」旨の虚偽の説明を行い、顧客より当該カードを詐取した。その後、甲は、当社証券口座から X 証券会社の証券口座へ入金された顧客の有価証券の売却代金を、詐取した X 証券会社の ATM キャッシュカードを用いて ATM から現金を引き出し、これを着服した。 このようにして、甲は、平成 30 年 7 月から同年 8 月までの間、21 回にわたり、合計約 1,000 万円を着服し、自身の生活費等のために費消した。
発見の端緒	外部からの連絡等をきっかけとして社内調査を行ったことにより判明
参考情報	当該協会員では、再発防止策の 1 つとして、以下の対応を行った。 ・私生活での資金繰り困窮に起因した不正行為を防ぐため、社員の生活実態や資金繰り等を的確に把握し、実効性のある面談を行うよう徹底した。 ・営業員の退職時及び営業店定期検査において、高齢顧客等の取引等に不審点がないかをヒアリングや通話録音等により検証する。